

## 特定生産緑地制度について

生産緑地法の一部改正（平成 29 年 6 月）により、特定生産緑地制度が創設されました。

「特定生産緑地」とは、生産緑地地区に指定された農地等に対して、指定から 30 年を経過する前に、所有者等の意向にもとづき特定生産緑地にすると、10 年間にわたり税制特例措置が継続されます。

特定生産緑地の指定を①受けた場合と、②受けない場合では、

	① 特定生産緑地の 指定を受けた場合	② 特定生産緑地の 指定を受けない場合
指定期間	・ 10 年間	・ 生産緑地地区として継続
固定資産税等	・ 農地評価、農地課税が継続	・ 宅地並み課税 ただし、5 年間段階的に移行
相続税の納税猶予	・ 適用可能	・ 適用を受けた現世代は継続 ・ 次世代は適用できない
土地利用等	・ 建築物等の行為制限あり	・ 建築物等の行為制限が継続
買取り申出 が行える要件	・ 主たる従事者の死亡、故障 ・ 特定生産緑地の指定から 10 年経過	・ いつでも買取り申出が可能 (生産緑地の指定から 30 年後)
その他	・ 特定生産緑地の指定は、 10 年ごとに手続き必要	・ (注) 参照

(注) 生産緑地地区に指定されてから 30 年経過する日までに、特定生産緑地に指定されないと税制特例措置は受けられなくなります。

# 青梅市 特定生産緑地の指定スケジュール

年度		実施主体	2018 (平成30年度)	2019 (令和元年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)
特定生産緑地の指定スケジュール	生産緑地指定日 1992.11.1 (H4.11.1) 告示の場合	青梅市	4/1  特定生産緑地制度の施行	7月12日 7月18日 7月23日 8月1日 8月2日 8月3日  ② 特定生産緑地制度に関する地区別説明会(5地区程度)	3月中旬  ③ 指定事務の手続き説明会	8月～翌3月  ◆ 指定相談窓口の開設  (申請・審査・適合) (平成4年指定の方) 指定の申請受付期間	11月1日  ① 特定生産緑地・都市農地貸借円滑化法の制度説明会
		土地所有者	9/1  都市農地貸借円滑化法の施行	2/25 3/18		申請書の作成・提出  (測量作業にて分筆が必要) (一部を指定したい場合などは、 農地等利害関係人の同意取得)	青梅市都市計画審議会  への意見聴取
							11月1日  申請書提出  (特定生産緑地の指定)
							<p>＜猶予期間＞ 指定日から29年目のうちに 特定生産緑地の指定手続き を実施 (猶予期間を 設けて不測の 事態に備える ため)</p>